

認知症を知ろう、考えよう

9月は世界アルツハイマー月間です。この機会に認知症への理解を深め、自分たちにできることを考えてみませんか。今号では、認知症の初期症状や町での取り組み、成年後見制度などを中心に紹介します。

●問い合わせ 役場包括支援係 ☎201局4321番

認知症とは

認知症は、脳の細胞が死んでしまったり、動きが悪くなったりして記憶力や判断力に障がいが起こり、生活に支障が出ている状態です。誰でも年齢と共に、忘れっぽくなりませんが、「認知症」と「加齢によるもの忘れ」は違います。例えば、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまったり、もの忘れの自覚がなかったりする場合は、認知症の可能性がありません。左のチェックリストを参考にしてみてください。

気付いたら早めに対応

認知症の本人に全く自覚がないというのは間違いです。今までできていた仕事や家事がうまくできないことや、知っている人の名前が出てこないなど、何となくおかしいと感じながらも「まさか自分が」という気持ちで働き、違和感にふたをしてしまいます。そのため、

家族や周りのサポート

家族や周りの人ができることはまず、認知症を正しく理解することです。家族だけでなく認知症になった本人も不安やストレスを感じています。気持ちに寄り添い、優しくサポートするよう心がけましょう。

町での取り組みを紹介

【認知症ガイドブック】
認知症の人やその家族が「いつ・どこで・どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサ-

周りの家族や友人がちょっとした違和感に気付くことが大切です。症状が軽い段階で適切な治療を受ければ、認知症の進行を遅らせることや症状の改善が期待できるものもあります。自分自身や家族、同僚、友人の「もしかして認知症」という症状に気付いたら、悩まず専門機関などに相談しましょう。

ビスの流れを整理し、認知症ガイドブックとしてまとめました。窓口での配布の他、町ホームページで確認することもできます。

【認知症初期集中支援チーム】
認知症の診断を受けさせたいけれど本人が拒否する・認知症の症状が強いけれど介護サービスを拒否して困っているという場合は相談してください。医療や介護の専門家でチームを組み、認知症が疑われる人やその家族に対して、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。



【認知症サポーター養成講座】
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者となるための講座です。認知症サポーターは特別な資格ではなく、困っている人がいたら声を掛けるなど自分のできる範囲で認知症の人の杖となる活動をするものです。実際に認知症サポーターとして活動する河野さんの声を紹介します。

令和元年9月に認知症サポーター養成講座を受けてから認知症サポーターをしています。自分では、ボランティア活動をしているという感覚はなく、困っている人がいないかなど、普段の生活の中で見守りをしているという感じでしょうか。講座を受けたのも、私が民生委員や自治会の役員をしていることから、人と関わる機会が多くあり、「知識があれば身近な人の助けになるんじゃないだろうか」と思ったのがきっかけでした。

「認知症サポーター」河野 治 さんに話を聞きました

以前、中央公民館で不安そうにあたりを見回している女性に気づき、声を掛けたことがあります。名前や自宅への帰り道が分からない様子で、認知症かもしれないと思いました。そのときに意識したのが「ゆっくり話す、安心してもらう、状況を聞く、それから関係機関に繋ぐ」ということです。講座で学んで対応の仕方などの知識があったから、行動を起こすことができたように思います。私にとって、認知症は加齢とともにでてくる症状の1つだと認識していて、誰にでも起こりうる身近なものとして捉えています。だからこそ、多くの人に認知症に関する知識や対応の仕方を知ってほしいと思っています。困っている人を皆で助け合える環境づくりができれば、とても素敵だと思うんです。これからも、認知症サポーターとして気付きを大切に日々を過ごしたいと思っています。



日常生活での気付きを大切にしています

認知症かもと思ったら 初期症状をチェック

下のチェックリストで確認してみてください。14点以上あれば認知症の初期症状が出ているかもしれません。家族にも再チェックしてもらい結果が同じなら、専門機関を受診しましょう。

ほとんどない…0点 時々…1点 頻繁…2点

質問項目	点数
同じ話を無意識に繰り返す	
知っている人の名前が思い出せない	
物のしまい場所を忘れる	
漢字を忘れる	
今しようとしていることを忘れる	
器具の説明書を読むのを面倒がる	
理由もないのに気がふさぐ	
身だしなみに無関心である	
外出をおっくうがる	
物が見当たらないのを他人のせいにする	
合計	

※認知症予防財団ホームページより引用しています。

認知症・成年後見制度 図書館講座を開催します

住み慣れた地域でその人らしく生活するために、認知症予防と認知症の人の権利を守る成年後見制度についての無料基礎講座を図書館で開催します。この機会に受講しませんか。

【認知症予防いつまでも元気で健幸に】

●とき 9月28日(水) 午前10時15分～11時45分

●内容 認知症の基礎知識とミュージックケア
【成年後見制度の基礎知識～成年後見人の仕事を知ろう～in図書館】

●とき 9月29日(木) 午前10時15分～11時45分

●内容 成年後見制度の基礎知識と成年後見人の業務

【共通事項】

- 対象 町内に住んでいる人
- 定員 15人程度
- 申込方法 役場包括支援係に電話で申し込んでください。

安心して暮せるように 成年後見制度を知ろう

成年後見制度は、認知症などで判断能力が不十分な状態の人の権利を守るために、法律面や生活面で支援をする制度です。成年後見制度には、裁判所の審判による「法定後見制度」と、本人が判断能力が十分なうちに支援者と契約しておく「任意後見制度」があります。

●法定後見制度

補助人
判断能力が不十分 → 家庭裁判所が定めた範囲の本人が行った行為の取り消しや契約を行う

保佐人
判断能力が著しく不十分 → 本人が行った重要な法律行為の取り消しや家庭裁判所が定めた範囲内の契約を行う

後見人
判断能力が常に欠けている → 日用品の購入などの行為以外の全ての法律行為の取り消しや契約を行う

●任意後見制度

任意後見人
判断能力が十分にある → 判断能力が不十分になったときに、本人と定めた契約内容に基づいて支援を行う

成年後見制度 Q & A

Q. 成年後見人は何をしてくれるの？

A. 福祉サービスの利用手続きや施設入所契約、不動産の売却や消費者被害の取り消しなどを行います。また、それらを滞りなく行うために、現金・預貯金・不動産などの財産全般の管理も行います。家事・介護などの事実行為、医療同意などを行うことはできないため、身元保証人にはなれません。

Q. どこに申し込むの？

A. 住んでいる地域の家庭裁判所に申立てを行います。水巻町は小倉の家庭裁判所の管轄です。

Q. 親の後見人になりたいんだけど。

A. 申立てを行うことは可能ですが、最終的に選任するのは家庭裁判所です。候補者を挙げていても専門職後見人が選任されることもあります。

Q. 後見人への支払い額は？

A. 後見人などへの報酬費用は、家庭裁判所が決定します。

Q. 1人暮らしの人が、認知症が進んで困っているみたい。

A. 地域包括支援センターと連携し、必要に応じて訪問します。何に困っているのか、何が問題なのかを本人と一緒に考え、その上で必要な制度を案内します。

成年後見制度の内容や手続きの方法など、相談してください。



権利擁護センター 森谷さん

●問い合わせ

社会福祉協議会権利擁護センター ☎202-3700